

第4章

都市基盤・生活基盤

安全で快適な基盤を備え、
歴史や自然と調和した魅力あるまち

施策番号18 協働による計画的なまちづくりの推進

施策番号19 市街地整備の推進

施策番号20 景観まちづくりの推進

施策番号21 道路交通体系の整備

施策番号22 交通ネットワークの充実

施策番号23 治水事業の推進

施策番号24 水道水の安定供給

施策番号25 公共下水道事業の充実

施策番号26 公園・緑地の充実

施策番号27 良好な住環境の創出

施策番号

18

協働による計画的なまちづくりの推進

目的

市民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、計画的に魅力と活力のあるまちづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・人口減少による都市の低密度化を避けるため、都市機能や居住を誘導し、公共交通を充実させることで、将来にわたっての「まちの活力」や「暮らし」を維持していくコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しています。
- ・市民、事業者及び市の協働*により、地区の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めており、平成30（2018）年には「川越市地区街づくり推進条例」に基づく地区街づくり計画の第1号として、「川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束」が認定されています。
- ・人口減少による宅地需要の沈静化から、かつて宅地化すべきものとされていた市街化区域内の農地は、緑がもたらす良好な景観や災害対策として果たす機能等が評価され、都市にあるべきものとして見直されたため、貴重な都市農地を積極的に保全できるよう取り組んでいます。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等のネットワークを生かした、都市基盤づくりを進めています。
- ・山田・宮元町、木野目、南田島の一部地区において、良好な住環境を形成する一環として、道路後退の行政指導を行っています。
- ・都市基盤の整備や土地利用の円滑化を図るため、土地の境界を明確にする地籍調査事業*を行っています。
- ・入り組んだ大字界や地番の混乱を解消するため、町名地番の整理を進めています。

課 題

- ・市街化区域縁辺部における市街化拡大の傾向、今後の人口減少と少子高齢化の進行による人口構成比の変化等が懸念されるため、交通施策と連携を図りながら持続可能な都市構造を構築することが必要です。
- ・誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを進めていく必要があります。
- ・生産緑地の2022年問題*に対応するため、農業者の意向を適切に把握するとともに、関係機関との横断的な連携が必要です。
- ・地籍調査事業は、市全域を対象に、長期的かつ計画的に行う必要があります。
- ・市街化調整区域内は自然環境等の保全に努め、無秩序な市街化を防止することを原則としつつ、土地利用想定箇所については、地域の特性に応じた土地利用の検討が必要です。
- ・道路後退行政指導区域*における取組を進めるため、関係地権者への周知及び農地転用や相続の際の迅速な対応が必要です。
- ・町名地番の整理を進めるうえでは、住所が変更となる地権者や住民等との十分な合意形成が必要です。

*協働：本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

*地籍調査事業：土地一筆ごとに、土地の所有者、地番、地目、境界及び面積等の調査測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に取りまとめる作業のこと。

*生産緑地の2022年問題：生産緑地が当初指定された平成4（1992）年から30年が経過する令和4（2022）年以降、所有者の意向で市に買取り申出ができることから、一斉に宅地化が進行することで、地価の下落等のさまざまな影響が懸念されている問題。

*道路後退行政指導区域：開発行為、農地転用、または建築物を建築する行為を行う場合、道路拡幅計画に基づき、道路用地として後退し、良好なまちづくりに向けて事業を行っている区域のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 計画的なまちづくりの推進（都市計画課、都市景観課、建設管理課）

- ①持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現を図るため、市民、事業者等と協働しながら、「川越市立地適正化計画*」に基づくまちづくりを推進します。

●関連 [No.49 社会資本マネジメントの推進]

- ②「川越市地区街づくり推進条例」の運用により、市民の発意を生かした協働による地区の特性に合ったまちづくりを推進します。 ●関連 [No.47 住民自治の推進]

- ③都市にある農地を計画的に保全していくため、面積要件の緩和条例に基づいた生産緑地地区の新規指定を進めます。 ●関連 [No.30 農業の振興]

- ④ユニバーサルデザイン*の観点から、人にやさしいまちづくりを進めます。

- ⑤「国土調査事業十箇年計画」に基づき、計画的に地籍調査を推進します。



2 新たな拠点の整備（都市計画課）

- ①首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、自然や景観との調和を図りながら、新たな土地利用を検討します。 ●関連 [No.32 工業の振興]

- ②土地利用想定箇所は、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。 ●関連 [No.31 商業の振興、No.32 工業の振興]

- ③周辺環境と調和した、新たな産業用地等の確保につながる土地利用を検討します。 ●関連 [No.32 工業の振興]

3 地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、道路街路課、用地課、道路環境整備課、河川課）

- ①道路後退行政指導区域については、関係地権者との協働のもと、関係機関と連携を図りながら行政指導に基づく用地を利用し、道路の拡幅整備を行います。

- ②大字界や地番が入り組んでいる地域について、地域住民等と協働しながら町名地番整理を推進し、市民生活の利便性の向上を図ります。

指標	実績値 (R 1)	目標値 (R 7)
「川越市地区街づくり推進条例」に基づく計画の認定数（件）	1	2

*立地適正化計画：人口減少・少子高齢化の進行に対応した都市構造の実現を図るために、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の誘導により、これらの機能が適切に配置され、かつ、交通施策と連携したまちづくりを進めるための計画。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策番号

19

市街地整備の推進

目的

中心市街地及び各駅周辺等において、都市機能や都市基盤の充実を図るとともに、魅力ある都市空間を形成すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・中心市街地は、商業や業務の拠点として多様な機能を持ち、本市の中でも重要な役割を果たしております、多くのヒト・モノが集中しています。
- ・南古谷駅周辺地区は、「南古谷駅周辺地区都市再生整備計画」により、自由通路整備を含めた都市基盤の整備に取り組みながら、まちづくりを進めています。
- ・川越駅西口周辺地区は、土地区画整理事業*、駅前広場の再整備、県との共同事業による県西部地域の拠点施設であるウェスタ川越の整備及び川越駅西口市有地利活用事業*が完了しており、新たな拠点としての役割を担っています。
- ・新河岸駅周辺地区は、「新河岸駅周辺地区地区整備計画」により、駅周辺の活性化に向け、多様で柔軟な整備手法を用いて安心安全で快適なまちづくりを進めています。
- ・地域の生活拠点である鉄道駅周辺地区は、駅前広場等の整備が十分ではなく、交通結節点としての機能が不足しています。
- ・中心市街地及びその周辺では交差点や道路の整備が十分ではなく、交通渋滞が発生しています。



川越駅西口市有地利活用事業

課 題

- ・中心市街地に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、都市計画道路等の都市基盤の整備が必要です。
- ・南古谷駅周辺地区については、都市基盤の整備等を計画的に進めながら、地域特性に合わせたまちづくりを行う必要があります。
- ・県地方庁舎跡地の利活用の推進とともに、周辺における渋滞緩和や土地の高度利用を図るため、都市計画道路等の整備が必要です。
- ・新河岸駅周辺地区については、地域コミュニティの活性化を行いながら、都市基盤整備等を計画的に進めていく必要があります。
- ・中心市街地及びその周辺における交通渋滞の緩和と歩行者の安全を確保するため、国や県等と協力して交差点の改良を推進していく必要があります。

* 土地区画整理事業：土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

* 川越駅西口市有地利活用事業：脇田本町地内にある約 8,500m²の市有地を活用した事業。市有地を借地した事業実施者が民間施設を整備するとともに、市が施設内の一部を借り受け行政機能を運営する官民連携事業のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 三駅連携強化の推進（都市計画課、都市整備課）

- ① 川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺については、各駅の交通結節点としての機能強化を推進します。
- ② 川越市駅の周辺は、駅の西側を含めた地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

●関連 [No.31 商業の振興]

2 南古谷駅周辺地区整備の推進（都市整備課）

- ① 自由通路設置及び橋上化等の整備を進めるとともに、南北駅前広場、アクセス道路の整備を推進します。
- ② 駅周辺の活性化に向けた土地利用の転換を検討し、地域特性に応じたまちづくりを推進します。

●関連 [No.31 商業の振興]

3 川越駅西口周辺地区整備の推進（公園整備課、川越駅西口まちづくり推進室）

- ① 将来的な利活用が見込まれる県地方庁舎跡地については、当面の間、防災機能を有した広場として整備・活用します。
- ② 都市計画道路等の整備などを進め、さらなる都市基盤の充実を図ります。

4 新河岸駅周辺地区整備の推進（新河岸駅周辺地区整備事務所）

- ① 地区内の幹線道路である寺尾大仙波線、新河岸駅北通り線の整備により、緊急車両の通行を確保するとともに歩行者等の安全性の向上を図ります。
- ② 地区計画制度を活用したまちづくりを進めます。また、未接道宅地等の解消を図るとともに、駅周辺の活性化に向け、地域住民等との協働によるまちづくりを進めます。

●関連 [No.31 商業の振興]

5 鉄道駅周辺地区整備の推進（都市計画課、用地課）

- ① 鉄道各駅周辺地区のまちづくりについては、基盤整備等に併せ、適切な土地利用の誘導について検討します。
- ② 霞ヶ関駅周辺地区は、安心して歩ける道路環境の形成が図られるよう県道川越越生線の歩道整備を推進します。

●関連 [No.31 商業の振興]

6 交差点改良事業の推進（川越駅西口まちづくり推進室、道路街路課、用地課）

- ① 中心市街地及びその周辺で交通渋滞が発生している松江町交差点、新宿町3丁目交差点等の改良事業を推進します。

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
主要駅周辺*の都市計画道路の整備率（%）	46.0	52.2

* 主要駅周辺：川越駅、本川越駅、川越市駅および地域核の各駅から徒歩圏内（800m）の範囲。

施策番号

20

景観まちづくりの推進

目的

良好な都市景観の保全及び創造と、魅力あふれる快適な都市を実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・「景観法」及び「川越市都市景観条例」に基づき、川越らしさを創造する都市景観の形成に努めており、重点的に都市景観の形成を図る必要がある地域として、令和元（2019）年度には4箇所目の都市景観形成地域*として「喜多院周辺地区」が指定されました。
- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律*」を踏まえて、歴史的・文化的価値を有する建造物の保存整備、活用及び啓発・調査等の各種事業の推進に努めており、旧山崎家別邸保存整備事業の完了をはじめ、歴史的風致形成建造物の整備が進んでいます。
- ・景観重要建造物等*の指定を行うとともに、保存に要する費用の助成や活用に向けての支援等を行っており、指定件数や修理事例も順調に増加しています。
- ・良好な都市景観の形成に寄与した優れた行為への表彰や啓発等に取り組んでいます。
- ・「川越市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な表示、設置の誘導に努めていますが、国内で看板落下による重大事故が発生した平成27（2015）年以降、より適切な維持管理が求められています。
- ・歴史的地区環境整備街路事業*として計画された路線について、計画的に整備を進めており、平成27（2015）年度の喜多院門前通り線に続き、令和元（2019）年度には喜多院外堀通り線が完成しています。



住民とのワークショップ風景

課 題

- ・川越固有の歴史的風致*の維持及び向上を図るためにには、歴史的・文化的価値を有する建造物と街路等の公共空間が一体となった整備が必要です。
- ・積極的に都市景観の形成を図るために、地域との合意を図りながら、都市景観形成地域の拡大や景観地区*の指定を検討する必要があります。
- ・良好な景観形成によるまちづくりへの効果を、客観的に評価する基準を確立することにより、市民の都市景観に対する意識をさらに高めていく必要があります。
- ・屋外広告物の適正な表示や安全な掲出と維持管理を促すため、適切な啓発活動や市民、事業者、商店街等と協働した取組が必要です。



立門前界隈（道路美装化部分）

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律：良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために施行された。通称：歴史まちづくり法、歴まち法。

*景観重要建造物等：川越の都市景観の特性上、重要な要素となっていると認められる構造物、樹木等のこと。「景観法」に基づき指定される。

*歴史的地区環境整備街路事業：観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。通称：歴みち事業。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 歴史的景観の形成（都市景観課）

①歴史的・文化的価値を有する旧川越織物市場等の保存活用と、歴史的地区環境整備街路事業である立門前線等の一体的な整備を推進し、歩いて楽しめる界隈づくりを進めます。

●関連 [No.31 商業の振興]

②きめ細やかな都市景観の規制誘導が必要となる地域は、合意を図りながら、都市景観形成地域の拡大や、景観地区の指定を目指します。

③景観重要建造物等の指定を進めるとともに、より適切な保存活用のための支援を行います。また、保存活用の好事例を広く市民に啓発する取組を進めます。

●関連 [No.15 文化財の保存・活用]



旧川越織物市場の保存活用イメージ

2 都市デザインの推進（都市景観課）

①デザイン協議をはじめとする地域のまちづくり活動への助言や技術的支援等を行い、地域住民が主体となった都市景観の形成を推進します。

②まちの魅力を高める核となる道路、公園等の公共施設を景観重要公共施設に位置付けることを検討するとともに、「川越市公共施設デザイン指針」を活用した公共施設の整備を推進します。

③都市景観シンポジウムや都市景観表彰を実施し、良好な都市景観の形成への取組に対しての評価や顕彰に努めます。

3 屋外広告物の適正化（都市景観課）

①屋外広告物の適正な表示、設置について啓発を行うとともに、市民との協働による簡易除却を進めます。

②「川越市屋外広告物条例」に基づき、許可制度等による表示の適正化や安全確認の強化を図るとともに、商店街等とも連携し、事業者、市民にとってよりわかりやすいルールづくりに努めます。

4 歴史的地区環境整備街路事業の推進（都市景観課、道路街路課、道路環境整備課）

①歴史的地区環境整備街路事業を推進し、中心市街地における都市空間の質や歩行者の回遊性の向上を図ります。

●関連 [No.33 観光の振興]

指標	実績値 (R1)	目標値 (R7)
歴史的町並み景観を形成している地域*の歩行者・自転車通行量（人／年）	77,723	121,000
歴みち事業の整備率（%）	49.1	54.3

*歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

*景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るために、「景観法」の規定に基づき建築物の形態や規模を定める地区のこと。建物を建築する際は市町村の認定が必要となる。

*歴史的町並み景観を形成している地域：川越市川越伝統的建造物群保存地区、菓子屋横丁、大正浪漫夢通り、立門前およびその周辺地域。

施策番号

21

道路交通体系の整備

目的

人や車両の円滑な移動と、安全で快適な道路環境を維持すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・都市計画道路については、優先整備路線*の選定とともに、県と連携し、広域幹線道路も含めた効果的な整備を進めており、都市計画道路である川越駅南大塚線については道路整備に引き続き無電柱化工事を進めています。また、広域幹線道路である（仮称）川越東環状線の整備を進めています。
- ・市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路については、継続的に拡幅整備を進め、交通の円滑化や歩行者の安全の確保に努めています。
- ・既存の主要幹線道路については平成29（2017）年度に策定した「川越市個別施設計画（道路舗装編）」に基づき効率的かつ計画的な舗装修繕等により長寿命化を図るとともに、老朽化した生活道路等の改修や歩行者の安全対策を行い、安全な道路環境の維持に努めています。
- ・道路橋については、「川越市個別施設計画（橋りょう編）」を平成30（2018）年度に策定し、維持管理コストの縮減と安全性の向上を図っています。

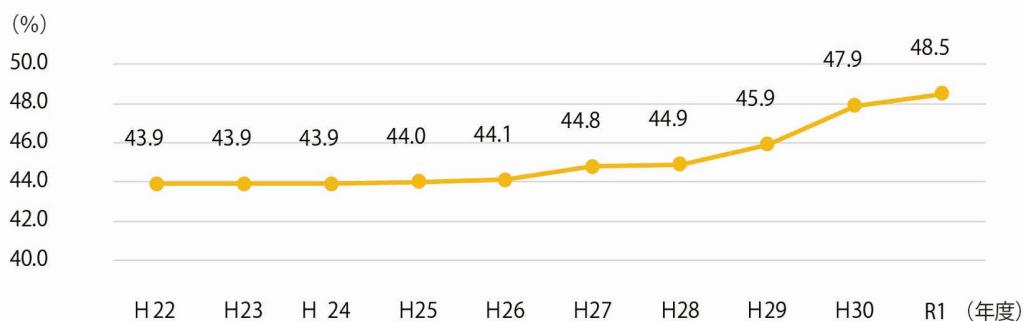


拡幅中の広域幹線道路
(市道0023号線)

課 題

- ・人口減少・少子高齢化社会の到来や市街地拡大の収束等の状況を踏まえ、将来交通需要に合った道路ネットワークの再構築や道路環境の整備が必要です。
- ・都市間や高速道路へのアクセス機能を高めるため、広域幹線道路等の整備が必要です。
- ・道路施設の老朽化が進んでいることから、優先箇所の特定など、効率的な維持管理が必要です。
- ・バリアフリー対応や近年の交通事故の動向を踏まえ、歩行者の安全性を考慮した交通安全対策が求められています。
- ・各道路橋の規模や交差条件等を踏まえて、効果的かつ効率的に維持管理を進める必要があります。

都市計画道路の整備率の推移



川越市都市計画課調べ

* 優先整備路線：都市計画道路のうち、優先して整備する道路のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 都市計画道路や広域幹線道路の整備（都市計画課、道路街路課、用地課）

- ①長期未整備都市計画道路*の見直しを図るとともに、市内循環線など、都市計画道路の整備を計画的に推進します。
- ②(仮称)川越東環状線等の整備を進め、広域幹線道路網の充実を図ります。

2 幹線道路や生活道路の整備（道路街路課、用地課）

- ①幹線道路等の整備を進め、幹線道路ネットワークの拡充を目指します。
- ②地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。

3 安全で快適な道路環境の維持（道路環境整備課）

- ①幹線道路等の劣化状況を調査し、道路施設を計画的に管理します。
- ②通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を修繕し、また、交差点で待機する歩行者の保護対策等を実施することにより、安全性や快適性を確保します。

●関連 [No.45 交通安全対策の推進]

4 橋りょうの安全性の確保（道路街路課）

- ①「川越市個別施設計画（橋りょう編）」に基づく計画的な修繕や耐震補強を進めていくとともに、継続的に点検を実施し、安全性を確保します。
- ②道路の拡幅整備等と調整を図りながら、橋りょうの拡幅や架け替え工事を実施し、交通の円滑化とともに安全性の向上を図ります。

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
都市計画道路の整備率（%）	48.5	48.9
幹線道路（市道）整備 工事整備済延長累計（m）	83,313	86,800

*長期未整備都市計画道路：都市計画決定から20年以上経過しているものの、事業化に至っていない都市計画道路のこと。

施策番号

22

交通ネットワークの充実

目的

道路や鉄道、バス等の交通ネットワークの充実と、市民や来街者の利便性を向上させること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・行政や交通事業者等の関係者が一体となり、まちづくりと連携しながら、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、平成29（2017）年3月に「川越市都市・地域総合交通戦略」を策定しました。
- ・中心市街地では、幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。特に、北都市街地においては、自動車や歩行者等で混雑しており、歩行者への危険が高まっています。
- ・自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、国は平成30（2018）年に「自転車活用推進計画」を定めました。自転車に関する施策の一つとして、本市では平成25（2013）年度から自転車シェアリング事業*を実施しています。
- ・市内循環バス「川越シャトル」について、効率的な運行を図るために路線や運行本数等の見直しを行うとともに、交通空白地域における市民の移動を支援するため、平成31（2019）年2月からデマンド型交通*「かわまる」の運行も開始しました。
- ・駅利用者の安全性を図るため、平成29（2018）年度に東武東上線川越駅においてホームドアを設置しました。
- ・AIを活用したバス・タクシーの自動運転技術やMaaS*等の新たなモビリティサービスの実現による交通課題の解決が期待されています。



デマンド型交通「かわまる」

課 題

- ・人口減少や少子高齢化社会では公共交通の必要性が一層高まるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進める必要があります。
- ・北都市街地の適切な交通規制を検討し、市民や観光客等の歩行者の安全を確保する必要があります。
- ・自動車から公共交通機関への利用転換や、自転車の利用を促進し、市街地の交通渋滞を緩和する必要があります。



自転車シェアリングステーション

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。

*デマンド型交通：定時定路で運行する路線バスやコミュニティバス等とは異なり、利用者の予約に応じて運行する公共交通のこと。

*MaaS：Mobility As A Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 交通円滑化方策の推進（交通政策課、道路街路課）

- ①「川越市都市・地域総合交通戦略」に基づく施策を推進します。
- ②自動車のう回誘導や郊外型駐車場を活用したパークアンドライド*の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進や適切な交通規制の検討等を行います。
 - 関連 [No.33 観光の振興、No.35 地球温暖化対策の推進]
- ③自転車シェアリング事業を引き続き実施するとともに、自転車レーンの計画的な整備等を検討するなど、安全で快適な自転車利用の促進を図ります。
 - 関連 [No.31 商業の振興、No.33 観光の振興、No.35 地球温暖化対策の推進、No.45 交通安全対策の推進]

2 地域公共交通網の充実（交通政策課）

- ①持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、モビリティマネジメント*を推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- ②市内循環バス「川越シャトル」とデマンド型交通「かわまる」は、より利便性の高い交通となるよう、一体的な見直しも含め、継続的な改善を行います。
- ③多くの市民が利用する公益性の高い施設において、都心核や地域核からの公共交通の結節機能を充実し、利便性の向上を図ります。
- ④高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進し、利便性の向上を図ります。
- ⑤バス等の総合案内板及び停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3 鉄道輸送の利便性の向上（交通政策課）

- ①東武東上線の複々線化ならびに西武新宿線の一部区間及びJR川越線の複線化を促進します。
- ②鉄道利用者への適切な案内表示の整備を促進し、市民及び来街者の円滑な移動に努めます。
 - 関連 [No.33 観光の振興]
- ③ホームドアの設置など、駅施設の改善を促進し、駅利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
平日の市内鉄道駅における路線バス等発着延べ便数（便／日）	2,711	2,850
市内循環バスの利用者数（人／年）	405,489	431,700
路線バスの利用者数（人／年）	10,269,861	10,979,600
市内鉄道駅の乗降人員数（人／年）	161,506,041 (H30)	173,180,600

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バス等の公共交通に乗り換える交通体系のこと。

*モビリティマネジメント：「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や歩行等を含めた多様な交通手段を適度に（=かしこく）利用する状態」へと少しづつ変えていく一連の取組のこと。

施策番号

23

治水事業の推進

目的

集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・洪水及び内水*ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- ・雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を制定しています。
- ・下水道管きょへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- ・普通河川*については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- ・久保川では、平成29（2017）年度から不老川との合流部から県道川越所沢線までの改修に着手しています。
- ・準用河川*については、古川の一部区間を除き、コンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- ・国、県及び関係自治体と連携しながら雨水流出抑制施設の設置等の流域対策に努めています。
- ・集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きょ、雨水調整池、雨水ポンプ場等の整備を進めています。
- ・平成29年台風第21号や令和元年東日本台風等により、市内各所で発生している浸水被害を踏まえ、再度災害防止のため、江川流域都市下水路や下小坂樋管周辺等の内水対策を進めています。

課 題

- ・1ha未満の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- ・普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- ・久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市と引き続き協議・調整が必要です。
- ・天の川の老朽化した護岸の早期改修が必要です。
- ・老朽化が進む排水機場や排水ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- ・古川については、国の進める河川整備計画と連携しながら改修を推進する必要があります。

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）といいます。

*普通河川：一級河川、二級河川、準用河川以外の「公共の水流及び水面」のことで、「河川法」の適用や準用のないもの。

*準用河川：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する規定が準用される。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 流域対策の推進（河川課、下水道課）

- ① 開発行為等に対する雨水流出抑制施設の設置指導を行います。
- ② 個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設等への補助を行い、下水道管きょへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。
- ③ 台風等による浸水被害を踏まえ、引き続き具体的な対策の検討や施設整備を進めます。

2 河川整備等の推進（河川課）

- ① 降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
 - 関連 [No.42 防災体制の整備]
- ② 狹山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③ 護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国と連携し、古川の改修を推進します。
- ④ 排水機場及び排水ポンプ場の長寿命化計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。
- ⑤ 国、県に引き続き要望するなど、荒川水系における堤防の整備を促進します。

3 雨水施設整備の推進（事業計画課、下水道課）

- ① 既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。
 - 関連 [No.42 防災体制の整備]



久保川・不老川合流地点（整備前）



久保川・不老川合流地点（整備後）

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
久保川改修の進捗状況（%）	3.6	53.0
雨水管きょの累計整備延長（m）	112,072	112,820

施策番号

24

水道水の安定供給

目的

安全な水を安定的に供給すること。

施策を取り巻く状況

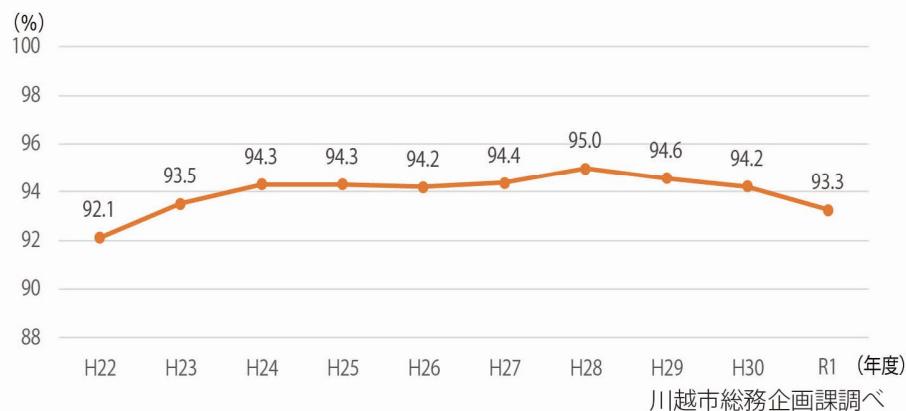
現 状

- ・公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・水道の基盤強化を図るため、平成30（2018）年12月に「水道法」が改正され、広域連携や官民連携の推進等における、国、都道府県、市町村の責務が規定されました。
- ・上下水道事業の目指すべき方向性を示した「川越市上下水道ビジョン」を平成31（2019）年3月に策定し、また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「川越市上下水道事業経営戦略」を令和2（2020）年3月に策定しました。
- ・平成25（2013）年度から、水道料金の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・「老朽管更新計画」、「重要施設配水管耐震化計画」等に基づき、水道施設や設備の更新を行っています。

課 題

- ・人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、水道事業収益の減少が予想される中、独立採算性を維持していく必要があります。
- ・県が進める「埼玉県水道整備基本構想」等に掲げられた水道広域化について、県や関係団体との協議・検討を継続する必要があります。
- ・「川越市上下水道ビジョン」や「川越市上下水道事業経営戦略」における目標を達成するため、効率的に事業を運営していく必要があります。
- ・水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新について、計画的かつ効率的に実施し、受益と負担との均衡の取れた経営を行う必要があります。

水道事業の有収率*の推移



*水道事業の有収率：総配水量に対する水道料金の徴収対象となった水量割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な水道事業の推進（総務企画課）

① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。

●関連 [No.48 行政経営マネジメントの推進]

② 経営指標値等を用いた経営分析を行い、水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。

③ 業務委託範囲の拡充や手法の見直しを行い、事業運営の効率化や技術継承の問題解決に向けた検討を行います。

●関連 [No.48 行政経営マネジメントの推進]

2 水道施設の改修・更新（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

① 老朽化した施設・設備の計画的な更新等を推進します。

② 漏水調査を継続して実施し、漏水の防止や早期発見に努めます。

3 災害対策に向けた水道施設の耐震化（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化を推進します。

●関連 [No.42 防災体制の整備]



浄水場内の配水管布設工事



不断水バルブの設置工事

指標	実績値 (R 1)	目標値 (R 7)
水道事業の有収率 (%)	93.3	94.8
配水管の耐震化率 (%)	22.1	29.0

施策番号

25

公共下水道事業の充実

目的

市民の生活環境の改善に資する持続的な公共下水道サービスを提供すること。

施策を取り巻く状況

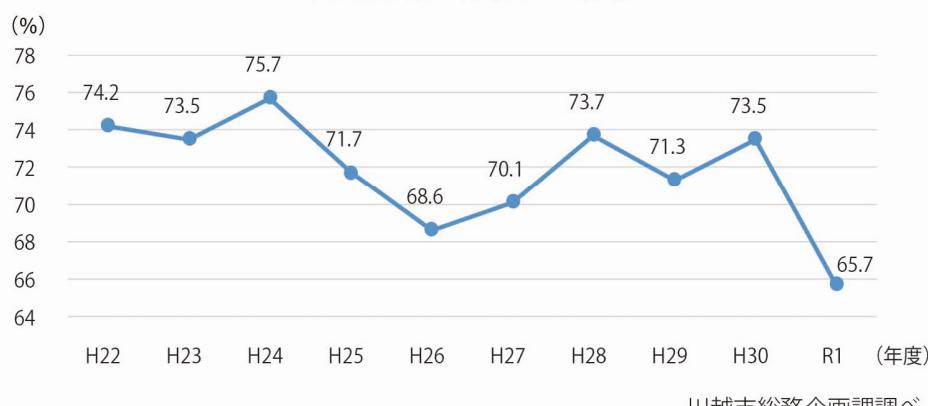
現 状

- ・公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽*により、本市の生活排水処理が行われています。
- ・上下水道事業の目指すべき方向性を示した「川越市上下水道ビジョン」を平成31（2019）年3月に策定し、また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「川越市上下水道事業経営戦略」を令和2（2020）年3月に策定しました。
- ・平成25（2013）年度から、下水道使用料の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・「川越市下水道ストックマネジメント計画」の点検・調査計画に基づき、管路施設の定期的な点検・調査を行い、必要箇所の修繕・改築を行っています。
- ・事業計画区域については、令和7（2025）年度末の完了に向けて汚水管きょの整備を進めています。

課 題

- ・人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、下水道事業収益の減少が予想される中、独立採算制を維持していく必要があります。
- ・「川越市上下水道ビジョン」や「川越市上下水道事業経営戦略」における目標を達成するため、効率的に事業を運営していく必要があります。
- ・下水道施設の長寿命化や耐震化及び不明水*対策について、計画的かつ効率的に実施していく必要があります。
- ・今後も、事業計画区域における汚水管きょの整備が必要であり、財源の確保が必要です。

下水道事業の有収率*の推移



* 農業集落排水処理施設：公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることができる。令和2（2020）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。

* 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

* 不明水：下水道管へ浸入している地下水等のこと。

* 下水道事業の有収率：処理した汚水量のうち、需要者から使用料として徴収される汚水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な下水道事業の推進（総務企画課）

① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。

●関連 [No.48 行政経営マネジメントの推進]

② 経営指標値等を用いた経営分析を行い、公共下水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。

③ 業務委託範囲の拡充や手法の見直しを行い、事業運営の効率化や技術継承の問題解決に向けた検討を行います。

●関連 [No.48 行政経営マネジメントの推進]

2 下水道施設の整備等（事業計画課、下水道課、上下水道管理センター）

① 老朽化した下水道施設の更新など、長寿命化や耐震化を推進します。

●関連 [No.42 防災体制の整備]

② 不明水対策を推進し、有収率の向上を図ることで、経費の削減に努めます。

③ ポンプ場施設の適切な維持管理や、事業所排水の監視を引き続き行います。

④ 事業計画区域内の汚水管きょの整備を推進します。

●関連 [No.38 生活環境の保全]



汚水管きょ更生工事（施工前）



汚水管きょ更生工事（施工後）

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
下水道事業の有収率（%）	65.7	80.0
長寿命化管きょ延長（km）	32.3	34.9

施策番号

26

公園・緑地の充実

目的

市民に憩いの環境やレクリエーションの場を提供すること。

施策を取り巻く状況

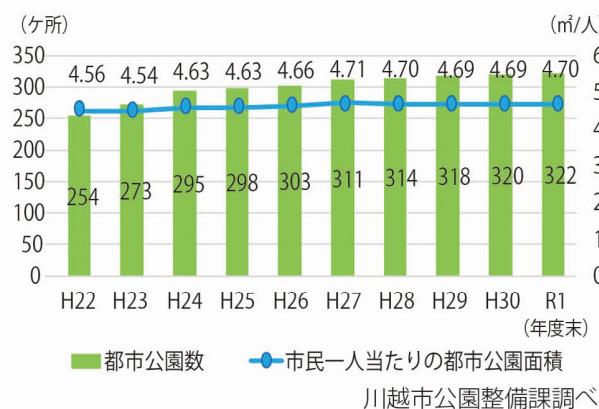
現 状

- ・都市公園*等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等多様なニーズに対応しています。また、災害時には防災空間として活用することができます。
- ・平成 31（2019）年3月末現在、市が管理する都市公園は319か所あり、これに県の都市公園を加えると合計で320か所、総面積では166haとなっています。
- ・本市初の都市計画公園である初雁公園については、これまで野球場、市民プールがある公園として多くの市民に親しまれてきましたが、かつての川越城本丸に位置する公園として文化財を守りながら、歴史を学び、体感する城址公園とするため、平成 31（2019）年3月に「川越市初雁公園基本計画」を策定しました。
- ・既存の公園については、誰もが安心・安全で快適に利用できるよう、遊具の点検や植栽の剪定等の維持管理を行っています。また、老朽化した施設のリニューアル等を行っています。
- ・入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間を維持するため、年間の植栽管理を行っています。

課 題

- ・住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準*に達するよう、豊かな自然や歴史を生かした公園や緑地の継続的な整備が必要です。
- ・豊かな自然や歴史を生かした公園や緑地の継続的な整備が必要です。
- ・大規模な公園事業については、公園計画の必要性や規模の見直しなど、事業手法の再検討が必要となっています。
- ・「川越市初雁公園基本計画」の実現にあたっては、野球場や市民プールの移転等が必要になります。
- ・幅広い年代の公園利用者を考慮し、健康増進にも利用できる公園としての整備を検討していく必要があります。
- ・公園利用者層の変化や施設の老朽化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、安全で快適な公園の整備を行う必要があります。
- ・子どもが活動する場として、既存の公園のさらなる活用を進めていく必要があります。
- ・市民に憩いの場として良好な水辺空間を提供するとともに、駐車場整備等により利便性の向上を図ることが必要です。

都市公園数及び市民一人当たりの都市公園面積の推移



* 都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園等の種類がある。

* 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準：「川越市都市公園条例」で10m²としている。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 身近な公園の整備（公園整備課）

- ①市民の憩いやレクリエーションの場、また、災害時に活用できるよう、街区公園*等の身近な公園の整備を図るとともに、水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。
- 関連 [No.37 自然共生の推進、No.42 防災体制の整備]
- ②幅広い年代の多くの公園利用者が安心して活用できるよう、バリアフリー対応や健康増進にも利用できる公園の整備を推進します。



小仙波八反田公園

2 大規模な公園の整備（スポーツ振興課、公園整備課）

- ①川越の歴史を学び体感する場、また、中心市街地との人の流れをつくるにぎわいの場として、「川越市初雁公園基本計画」に基づき城址公園の整備を推進します。
- ②老朽化している初雁公園野球場については、移転の検討を行います。
- 関連 [No.17 生涯スポーツの推進]
- ③子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。
- ④豊かな自然環境を市民共有の憩いの場や自然とのふれあいの場として活用するため、伊佐沼公園、(仮称)川越市森林公園の整備については、計画の早期実現を図るため規模等の見直しを引き続き検討します。
- ⑤荒川、入間川等の広大な河川空間を活用した自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園等の整備については、近年の水災害等の影響を踏まえながら検討します。
- 関連 [No.17 生涯スポーツの推進、No.37 自然共生の推進]

3 公園の適切な管理と魅力の創出（こども育成課、公園整備課）

- ①既存の公園については、適切な管理を行うとともに、公園利用者層の変化に対応し、老朽化した施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を図ることで、安全で誰もが安心して楽しむことのできる公園の整備を推進します。
- ②子どもの自由な発想を生かし、さまざまな遊びを通じた体験や交流ができるよう、NPO法人等との協働により、公園の活用を推進します。
- 関連 [No.4 青少年健全育成の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]

4 河川環境の整備（河川課）

- ①入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間の整備に努めます。
- 関連 [No.37 自然共生の推進]

指標	実績値（H30）	目標値（R7）
公園・広場等の利用のしやすさ（%）	54.3	54.0

*街区公園：最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。

施策番号

27

良好な住環境の創出

目的

住宅の適切な質と量を確保し、住みよい住環境を創出すること。

施策を取り巻く状況

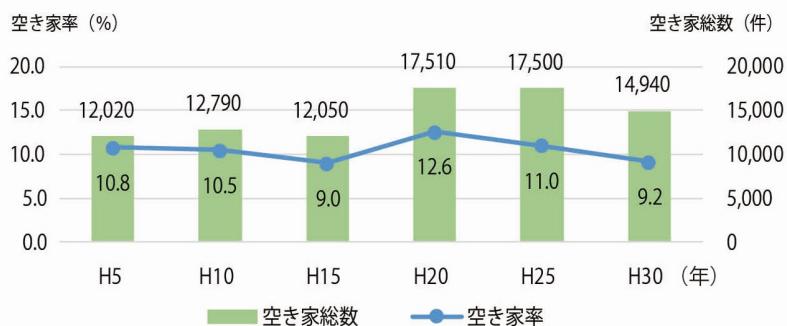
現 状

- 平成 28（2016）年3月に、国は新たな「住生活基本計画」を策定し、若者・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現や、空き家の利活用の促進等を目指すこととしています。
- 平成 29（2017）年からは、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が始まっています。
- 人口減少等に伴い全国的に空き家が増加する中、「平成 30 年住宅・土地統計調査」によれば、本市の空き家率は 9.2% と平成 25（2013）年の調査時点から 1.8% 減少しており、県内平均を下回っています。
- 本市では平成 30（2018）年に「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を定め、管理不全な空き家の所有者に対して助言・指導を行うとともに、同年に策定した「川越市空家等対策計画」に基づき、相談会の開催や空き家バンク等による情報提供を通じて、空き家の発生予防や利活用を推進しています。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進しています。
- 老朽化した市営住宅の長寿命化を図るため、外壁改修工事等を行っています。

課 題

- 良好な住環境を築いていくためには、地域住民や NPO、事業者、専門家団体等の幅広い主体との連携・協力のもとで取り組んでいく必要があります。
- 中古住宅ストックの円滑な流通や管理不全な空き家の発生を予防するため、情報提供や各種支援制度の周知に努める必要があります。
- 市営住宅の老朽化が進む中、公営住宅の適正戸数を維持するためには、地域の需要や世帯数の増減予測に応じて、計画的な改修と付属設備の整備を行う必要があります。

空き家総数、空き家率の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

*住宅確保要配慮者：高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害のある人、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ① 本市のまちづくりの方向性を踏まえた住みよいまちづくりとともに、高齢者や障害のある人、子育て世帯等に配慮した住宅政策を推進します。

●関連 [No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

2 空き家対策の推進（防犯・交通安全課）

- ① 住宅が密集した市街地等において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を促進します。

●関連 [No.39 地域コミュニティ活動の推進]

- ② 管理不全な空き家等については、所有者等による適切な管理を促進するため必要な措置を講じます。

●関連 [No.44 防犯対策の推進]

- ③ 空き家等及びその跡地については、利活用を促進します。

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ① 簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。

●関連 [No.42 防災体制の整備]

- ② 建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

4 市営住宅施策の適切な実施（建築住宅課）

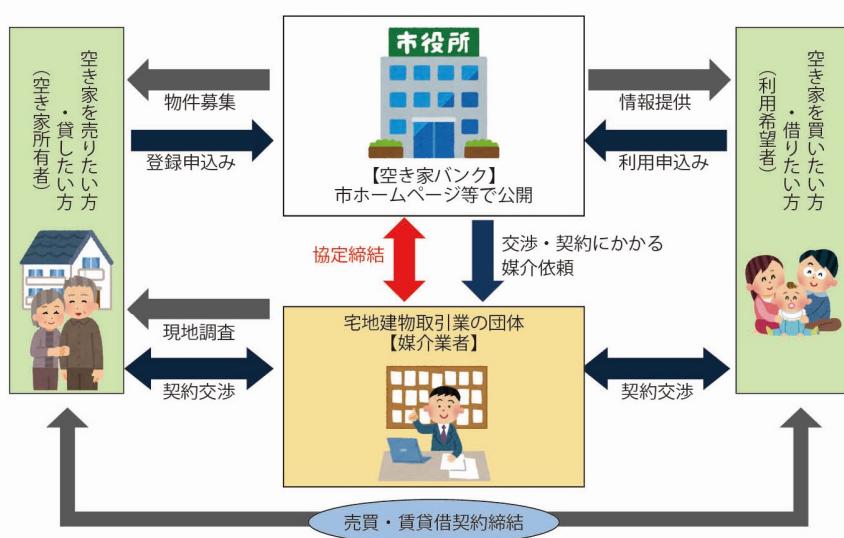
- ① 市営住宅の老朽化への対応については、計画的な改修等による長寿命化を図ります。

●関連 [No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

- ② 民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。

●関連 [No.1 少子化対策の推進、No.2 児童福祉の推進]

川越市空き家バンクのしくみ



指標	実績値（H30）	目標値（R7）
空き家率（%）	9.2	9.2

